

議案第 67 号

利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

利根町国民健康保険税条例（昭和 38 年利根町条例第 76 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条第 1 項第 1 号ア中「19,600 円」を「27,930 円」に改め、同号イ中「9,380 円」を「11,760 円」に改め、同号ウ中「11,340 円」を「14,560 円」に改め、同項第 2 号ア中「14,000 円」を「19,950 円」に改め、同号イ中「6,700 円」を「8,400 円」に改め、同号ウ中「8,100 円」を「10,400 円」に改め、同項第 3 号ア中「5,600 円」を「7,980 円」に改め、同号イ中「2,680 円」を「3,360 円」に改め、同号ウ中「3,240 円」を「4,160 円」に改め、同条第 2 項第 1 号ア中「4,200 円」を「5,985 円」に改め、同号イ中「7,000 円」を「9,975 円」に改め、同号ウ中「11,200 円」を「15,960 円」に改め、同号エ「14,000 円」を「19,950 円」に改め、同項第 2 号ア中「2,010 円」を「2,520 円」に改め、同号イ中「3,350 円」を「4,200 円」に改め、同号ウ中「5,360 円」を「6,720 円」に改め、同号エ中「6,700 円」を「8,400 円」に改める。

別表第 1 中「100 分の 5.0」を「100 分の 6.0」に、「28,000 円」を「39,900 円」に改める。

別表第 2 中「100 分の 2.5」を「100 分の 3.0」に、「13,400 円」を「16,800 円」に改める。

別表第 3 中「100 分の 1.8」を「100 分の 2.0」に、「16,200 円」を「20,800 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の利根町国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和6年12月2日提出

利根町長 佐々木 喜 章

(提案理由)

国民健康保険制度の安定的な運営のため、国で進めている将来的な県内の保険料水準の統一に向け、国民健康保険財政の収支状況を考慮し、段階的な保険税率及び保険税額の見直しを図るため提案する。